

2012

鷹巢選手権

特別規則書



主 催

TAKASU CIRCUIT

本イベントは、「FIA国際モータースポーツ競技規則」「国際カート規則」、それに準拠した「JAF国内競技規則」「JAF国内カート競技規則」、ならびに「鷹巣選手権特別規則書」、および「2012 ENJOY SPORT KART endurance Festival 特別共通規則書」に従って開催されます。

特別規則書

| | |
|---------------------------------|----|
| 参加するにあたっての遵守事項 | 2 |
| 第1章 イベント開催に関する事項 | 3 |
| 第1条 イベント名称・走行種目・格式 | |
| 第2条 イベント目標 | |
| 第3条 開催場所・日程 | |
| 第4条 主催者・住所 | |
| 第2章 イベント参加に関する事項 | 3 |
| 第5条 募集台数・参加資格 | |
| 第6条 クラス区分 | |
| 第7条 参加料 | |
| 第8条 T L C 共済会・共済掛金 | |
| 第9条 参加申込・申込先 | |
| 第10条 参加受理・参加拒否 | |
| 第3章 車両に関する事項 | 4 |
| 第11条 参加車両 | |
| 第12条 燃料 | |
| 第13条 音量規制 | |
| 第14条 ゼッケンナンバー | |
| 第15条 車番認識自動タイム計測装置（トランスポンダー） | |
| 第16条 車両検査 | |
| 第4章 走行に関する事項 | 5 |
| 第17条 ブリーフィング | |
| 第18条 ドライバーサイン | |
| 第19条 ピットロード・ピットレーンの速度規定 | |
| 第20条 危険回避の義務 | |
| 第21条 信号旗・コーションランプ | |
| 第22条 公式練習 | |
| 第23条 公式予選 | |
| 第24条 スタートグリッド（ウェイティンググリッド） | |
| 第25条 スタート（信号機によるローリングスタート） | |
| 第26条 ピットイン回数・ドライバーの連続走行時間 | |
| 第27条 決勝ヒート中における燃料補給 | |
| 第28条 フルコースコーション・S C（セーフティーカー）導入 | |
| 第29条 赤旗（走行の中断） | |
| 第30条 走行終了 | |
| 第31条 順位の設定・完走 | |
| 第32条 車両保管・再車検 | |
| 第5章 ピットに関する事項 | 10 |
| 第33条 ピットクルー・ピット・パドック | |
| 第6章 ペナルティに関する事項 | 10 |
| 第34条 ペナルティ | |
| 第7章 抗議に関する事項 | 11 |
| 第35条 抗議 | |

| | |
|---------------------|----|
| 第 8 章 成績および賞典に関する事項 | 11 |
| 第36条 賞典 | |
| 第37条 シリーズ賞典 | |
| 第 9 章 広告に関する事項 | 11 |
| 第38条 広告 | |
| 第10章 その他の一般事項 | 12 |
| 第39条 損害の補償 | |
| 第40条 主催者の権限 | |
| 第41条 コースへの立ち入り | |
| 第42条 大会の延期・中止 | |
| 第43条 公式通知 | |

走行車両規則

| | |
|-------------------------|----|
| 第 1 章 共通規定 | 13 |
| 第44条 シャシー・エンジン・タイヤの登録 | |
| 第45条 タイヤ | |
| 第46条 フレーム（ボディワーク・カウル） | |
| 第47条 インレットサイレンサー（吸気消音器） | |
| 第48条 燃料タンク | |
| 第49条 チェーンガード | |
| 第50条 排気装置（マフラー） | |
| 第51条 最低重量 | |
| 第52条 規定外の車両 | |
| 第 2 章 クラス別車両規則 | 14 |
| 第53条 K T クラス | |
| 第54条 P R D クラス | |
| 第55条 4 S T（スポーツカート）クラス | |

参加するにあたっての遵守事項

1. イベントにおける暴力行為・妨害行為・威圧行為について

イベント開催期間中、万が一暴力行為・妨害行為・威圧行為が発生した場合、主催者、および施設管理者は、断固たる態度でこれに臨みます。
また、これらの行為が著しい場合、警察機関への通報をもって問題の解決にあたる場合もあります。

「スポーツマン」であるイベント参加者の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

2. 不要部品・使用済みタイヤについて

イベント開催期間中、産業廃棄物（タイヤ・バッテリー・FRPパーツ等）の不法投棄は禁止いたします。

なお、同行は施設内であったとしても刑法で罰せられる行為となっておりますので、各自・各チームで持ち帰り、それぞれの地域で指定された正規の方法により処分を行ってください。

3. 廃油の処理について

車両整備等により発生した廃油等を処理する際は、専用容器で全量を確実に受け、所定の場所に備えられた廃油缶に確実に投棄するようにしてください。

5. 車両の駐車について

イベント開催期間中、ピット裏パドック（Aパドック）につきましては許可車両以外の駐車を禁止とさせていただきます。

トランスポーター・移動用車両等は、パドックへの駐車をお願いいたします。

第1章 イベント開催に関する事項

第1条 イベント名称・走行種目・格式

- 1 イベントの名称は『鷹巣選手権』とします。
- 2 走行種目は、「耐久シリーズ」と「スプリントシリーズ」がクローズド格式で実施されます。

第2条 イベント目標

- 1 参加者の積極的な協力を得て、ペナルティが無く、マナーの良いイベント運営を目指します。
- 2 参加者は全ての行動に責任を持ち、全員が「楽しく」過ごせるよう、また、他の参加者と積極的に交流し接する全ての人達と「楽しむ」姿勢を忘れず、全チーム完走を目指します。

第3条 開催場所・日程

- 1 **TAKASU CIRCUIT** フルコース もしくは 東特設コース
- 2 第1戦 5月 4日(金) 決勝：スプリント
第2戦 8月 4日(土) 決勝：スプリント
第3戦 9月 15日(土) 決勝：スプリント
第4戦 10月 21日(日) 決勝：5 Hours 耐久(4 STクラスのみ)
2012 ENJOY SPORT KART Endurance Festival 併催

第4条 主催者・住所

TAKASU CIRCUIT 〒910-3372 福井県福井市西二ツ屋町2-1-35 TEL 0776-87-2330 FAX 0776-87-2331

第2章 イベント参加に関する事項

第5条 募集台数・参加資格

- 1 募集台数は、耐久・スプリントの各シリーズで原則24台とします。
なお、参加状況により、上記台数を超えて参加を受け付ける場合があります。
- 2 募集締め切り時点で参加台数が3台未満のクラスは、不成立となる場合があります。
- 3 イベントへの参加資格は、満10歳以上で次のドライバーとします。
また、耐久シリーズでは、1チーム：ドライバー2名以上からとします。
なお、第4戦は3名以上とします。
 - 1) Aドライバー：2012年に有効なタカスサーキットコースライセンス所持者
 - 2) Bドライバー：カート走行のルールとマナーを熟知し、安全にスポーツ走行を楽しめるドライバー
- 4 同日開催イベントでの同シリーズ内で、別クラスに重複して参加することは認められません。

第6条 クラス区分

- 1 イベントは、次の3つのクラスに区分され、クラス別で参加を受け付けます。
 - ・「KTクラス」
 - ・「PRD(OPEN)クラス」
 - ・「4STクラス」 270cc以下の4ストローク汎用エンジンを搭載するスポーツカート
- 2 「4ST」は「クラス別車両規則」により「4ST-1」「4ST-2」「4ST-3」に区分されます。

第7条 参加料

イベントへの参加料は次の通りとなります。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ・耐久シリーズ | : 50,000円 / 1チーム |
| ・スプリントシリーズ(レーシングチーム員) | : 8,000円 / 1人 |
| (その他) | : 10,000円 / 1人 |

第8条 T L C 共済会・共済掛金

- ~~1 イベントに参加するドライバー、およびピットクルーは、T L C 共済会に加入しなければなりません。~~
- ~~2 共済掛金は、Aドライバーとピットクルーは300円、Bドライバーは1,000円とします。~~
なお、第4戦の場合、「r club」加入者はT L C 共済の加入を任意とします。
~~――申込締切日以降に、イベント参加を希望し参加が受理される場合、ドライバーを追加登録する場合のドライバー共済掛金は、上記の掛金に関わらず2,000円/1人となります。~~
なお、参加申込書提出後にコースライセンスを取得しても、共済掛金の差額は返還されません。

第9条 参加申込・申込先

- 1 イベントへの参加を申し込む場合、別紙「参加申込書」の必要事項を完全に記載し、第7条の参加料と第8条にある共済掛金を添えて申込締切日（開催日の10日前）までに主催者事務局に提出してください。
参加申込先 〒910-3372 福井県福井市西二ツ屋町2-1-35 タカスサーキット「鷹巣選手権 事務局」宛
- 2 申込締切日以降にイベントへの参加を希望する場合は、申込書の提出前に事務局にその旨を申し出てください。事務局において、参加の可否を判断いたします。
- 3 20歳未満のドライバーは「参加申込書」の保護者誓約欄に保護者本人の署名と押印が必要となります。
- 4 参加申し込みを郵送にて行う場合は、現金書留にて主催者事務局へ送付してください。（締切日必着）
- 5 F A Xによる参加申し込みは仮受付とし、申込締切日までに「参加申込書」の提出と参加料・共済掛金の納入が確認されない場合、参加は受理されません。
- 6 第4戦の参加申し込みは、別紙「2012 ENJOY SPORT KART 共通規則書」によります。

第10条 参加受理・参加拒否

- 1 参加申込締め切り後、参加申込者（代表者）に対して事務局より参加受理、または参加拒否が通知されます。
- 2 参加を拒否された申込者に対しては、参加料と共済掛金は全額返金されます。
- 3 参加申込締め切り前に参加を取り消す場合、参加料と共済掛金は、事務手数料を差し引き返金されます。
なお、参加を受理された後に参加を取り消す場合、参加料と共済掛金は返還されません。
また、クラス不成立で参加が受理されない場合、参加料と共済掛金は全額返金されます。

第3章 車両に関する事項

第11条 走行車両

走行できる車両は、本特別規則書の「走行車両規則」に準拠しているカートとします。
なお、工具、部品の携帯走行は禁止とします。

第12条 燃料

- 1 使用できる燃料は、「J A F国内カート競技車両規則 第2章 第8条 19」に基づいた無鉛ガソリンとします。
- 2 燃料の性質を変えるような装置の取り付けや、添加剤の混入は認められません。

第13条 音量規制

- 1 音量規制については、「J A F国内カート競技車両規則 第2章 第8条 22」に基づくものとします。
- 2 いかなる場合であっても、タカスサーキットが規定する音量（走行中100db以内）は厳守とします。
- 3 音量の測定はサーキットが定める測定方法で計測され、結果、上記音量規制を守れない場合、走行中であっても走行をお断りいたします。

第14条 ゼッケンナンバー

- 1 「J A F国内カート競技車両規則 第2章 第9条」に従い、事務局より指定されたゼッケンナンバー（もしくは希望ナンバー）を車両の前後、およびサイドボックス両側面に取り付けてください。
 - 1) 数字はアラビア数字、書体はフーツラポールド、またはこれに類似したものとし幅2cmの字画で最小高15cmとします。
 - 2) ゼッケンナンバーは、原則年間を通じ同じナンバーを使用することとなります。
- 2 ゼッケンナンバーは、クラス別で次の通り色分けされます。
 - ・「K Tクラス」「P R Dクラス」：白色をベースに黒字
 - ・「4 S Tクラス」：別紙「2012 ENJOY SPORT KART 共通規則書」によります。

第15条 車番認識自動タイム計測装置（トランスポンダー）

- 1 参加者は、出走受付時に配布（貸出し）された車番認識自動タイム計測装置（トランスポンダー）を、車両検査までに車両に取り付けなければなりません。
- 2 トランスポンダーの返却は、全走行終了後30分以内とします。
- 3 貸し出されたトランスポンダーを破損、紛失した場合は、理由の如何を問わず1個につき47,040円（時価）が主催者より請求されます。

第16条 車両検査

- 1 「J A F国内カート競技規則 競技会参加に関する規定 第3章 第12条」に基づき車両検査が行われます。この際、規則に不適な部分がありながらも、技術委員に発見されなかった場合であっても承認を意味するものではなく、走行中にそれに関する疑義が生じた場合は旗の提示を受ける場合があります。
- 2 車両検査にて違反等が発見されない場合でも、技術委員長は車両の疑義についていかなる場合も検査をする資格を有します。
- 3 ドライバーは車両検査に立ち会わなければなりません。

その際、装備に関しても「JAF国内カート競技規則 競技会参加に関する規定 第3章 第11条」を適用し車両検査時において技術委員の点検を受けるものとします。

- ・ヘルメット : フルフェイスタイプ(4輪・2輪用でも可とします。)
- ・レーシングスーツ : 皮製、または、CIK/FIA(FMK)、またはJAFが公認するレーシングカートの着用を推奨します。
上下が繋がっているツナギ、長袖・長ズボンでも可とします。
- ・グローブ : 手首まで完全に覆うもので革製のものが望ましいです。
軍手は不可とします。
- ・シューズ : 足首まで完全に包むもので、ペダル操作に支障をきたさないものとします。
くるぶしが隠れる運動靴は可とします。
- ・ネックガード : 装着を推奨します。
- ・リッププロテクター : 装着を推奨します。



「K-TAI」参加の手引きより

- 4 「JAF国内カート競技規則 競技会運営に関する規定 第8章 第30・31条」に基づき、決勝ヒート終了後、計量、ならびに再車検が行なわれます。

第4章 走行に関する事項

第17条 プリーフィング

- 1 参加する全ドライバーは、プリーフィングに出席しなければなりません。
ドライバーズプリーフィングに出席しなかったドライバーの走行は認められない場合があります。
- 2 代表者ミーティングを実施する場合があります。

第18条 ドライバーサイン

- 1 「2011日本カート選手権統一規則」に基づき、次の通りとします。
 - 1) コース上で停止した場合のサインは、両手もしくは片手を頭上に高く上げてください。
 - 2) ビットイン・ビットアウトのサインは片手を頭上に高く上げてください。
 - 3) ミススタートが示された場合、ドライバーは片手を頭上に上げスピードダウンし、元のローリングラップのポジションに戻るものとします。
 - 4) スローダウンするドライバーは片手を高く上げてください。
- 2 ドライバーサインを怠ったものに対してはペナルティを課す場合があります。

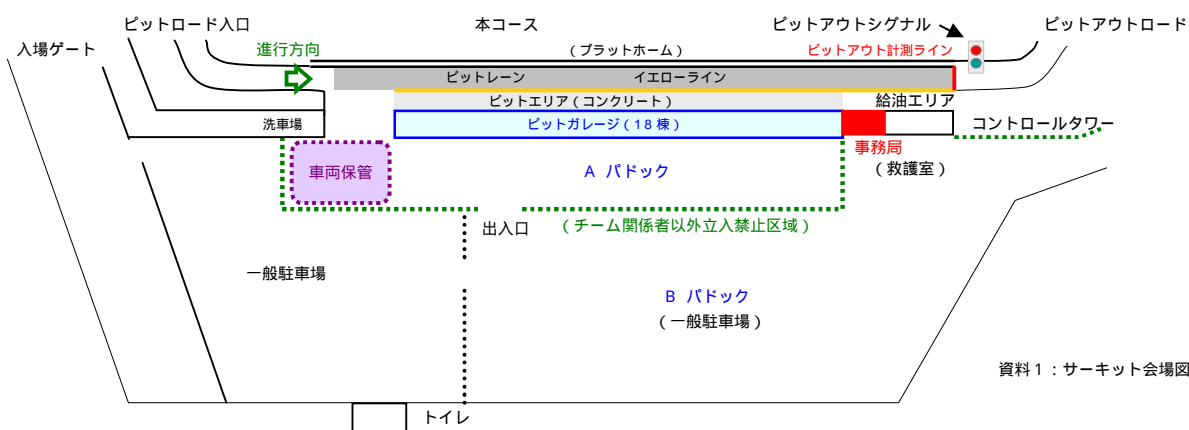
第19条 危険回避の義務

- 1 全てのドライバーは、危険回避義務があることを十分に理解しなければなりません。
- 2 公式練習・公式予選、決勝ヒートにおいて、コース上で停止してしまい先頭集団がコースを1周する間に自力で再スタートができない場合は、車両をコース外の安全な場所に移動してください。
- 3 走行が終了するまで、もしくはオフィシャルによる車両の回収が行われるまで、当該ドライバーは、ヘルメットを着用したままその場を離れてはいけません。
- 4 ドライバー自身によって自力で再スタート、ならびに車両移動ができないと判断した場合は、オフィシャルの手によって安全な場所に車両を移動する場合があります。

第20条 ビットロード・ビットレーンの速度規定

ビットロードは30km/h以下、ビットレーンは20km/h以下の最徐行とします。

- 1) ビットロード : アウトラップ(ビットアウトライン通過からコントロールライン通過まで)がチームのベストラップ+9秒より早い場合、ビットロード速度規定違反とみなしペナルティの対象となります。
- 2) ビットレーン : スピードガンで測定され、記録されたスピードが速度規定を超えた場合、ペナルティの対象となります。


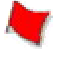




資料1 : サーキット会場図






第21条 信号旗・コーションランプ

「JAF国内カート競技規則 カート競技会運営に関する規定 第3章」に従い、下記の信号旗（フラッグ）、信号機（コーションランプ：シグナル）により行われます。

スタートシグナル：6灯（赤色4・黄色2）全灯 約3秒後にブラックアウトでスタート
：ミススタート 「黄色2灯」が点滅。再スタートを行うために整列し直し。

| フラッグ・シグナル | | フラッグ・シグナルの意味 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 黄旗 (シグナルは黄色の点滅) | コース上や周辺にある危険や故障車両を知らせる合図。フルコースコーション時にも提示されます。表示される監視ポストから危険箇所までは徐行区間となり、追い越し・追い抜き禁止となります。振動提示の場合は、危険度が高いため直ちに停止できる準備をしてください。 |
|  | 赤旗 (シグナルは赤色の点滅) | 走行の中断（中止）の合図。 直ちに停車できる態勢をとり、追い越し・追い抜き禁止で最徐行してください。提示後の行動については「第29条 赤旗（走行の中断）」を参照してください。 |
|  | 緑旗 (シグナルは無点灯) | オールクリアの合図。ローリングラップ開始、ならびに走行再開（再スタート）の合図。 黄旗（コーションランプは黄色の点滅）の原因となる障害が無く、または解除され、この先コース上が安全であることを知らせる意味で提示されます。 |
|  | 「SC」表示 | フルコースコーションでセーフティーカーが導入の合図。 黄旗と同時に提示され、全コース上での追い越し・追い抜きが禁止となり徐行してください。低速車やオフィシャルが作業等を行っていることを承知し、全車両徐行運転をお願いします。 |

フラッグタワー（メインポスト）でのみ提示されるフラッグ

| フラッグ | フラッグの意味 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 日章旗 走行開始（スタート）の合図。 ローリングラップ、および再スタート時は緑旗。 フラッグが振られるまで加速することは認められません。 |
|  | 青旗 後方より速度が速い車両が接近し、追い越しを行おうとしている事を知らせる合図。 提示された先行車両は、後続車両の追い抜き・追い越しの進路を妨げてはいけません。 (本イベントでは状況に応じ適宜表示されます。) |
|  | オレンジボール旗 (イエローカード) 走行車両に「機械的欠陥あり」を知らせる合図。 車両番号（ゼッケン）と併せて提示され、直ちにピットインし改善が求められます。 音量規定に違反する場合にも提示されます。 |
|  | 黒旗 (イエローカード) マナー違反・ルール違反等スポーツマンシップに反する走行、および危険な車両と判断された合図。 車両番号（ゼッケン）と併せて提示されます。 直ちにピットインをしなければならぬ場合もあり、その違反内容によって罰則が与えられます。 |
|  | チェッカー旗 走行終了（ゴール）の合図。 速やかにペースダウンし、次の周回でピットインすること。 ダブルチェッカーは最終結果から1周減算のペナルティとなります。 |

第22条 公式練習

- 「JAF国内カート競技規則カート競技会運営に関する規定 第6章 第23・24条」に基づき、実施要項に従い公式練習走行を行います。
- 総出走台数が16台を超える場合は、2グループ以上に分けて行われる場合があります。
グループ分けは出走受付終了時点で決定され、ドライバーズブリーフィング終了時までに公式通知にて発表されたグループ別で行います。

第23条 公式予選

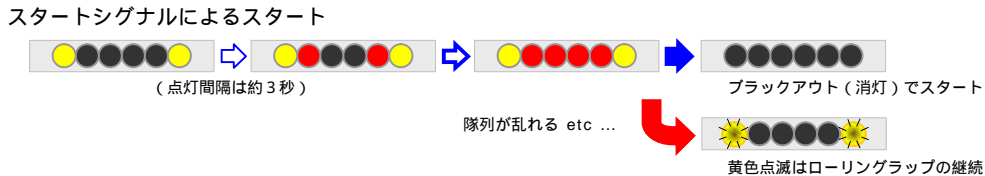
- 公式予選の走行グループは、公式練習と同一グループで行われます。
- 公式練習と公式予選は連続して行われ、公式予選は5分間のベストタイム方式とします。
公式予選は、公式練習走行開始後公式予選開始時刻にホームストレートフラッグタワーにて「計測中」ボードが提示され予選タイム計測が開始されます。
「計測中」ボードが提示され公式予選の開始が示された後であっても、ドライバーは自由にコースインする事はできませんが、ピットインした後の再出走（コースイン）は認められません。
- ベストラップが同タイムの場合は、セカンドタイムを採用します。更に同タイムとなった場合もこれに準じます。
- 予選タイム計測が出来なかった車両は、最後尾グリッドよりスタートするものとします。
公式予選に参加しない場合には、決勝ヒート最後尾グリッドよりスタートとなります。
複数の車両がある場合は、ゼッケン順に配列されます。
- 公式予選が何らかの理由により中断された場合、残り時間分の予選を再開しますが、必要に応じて大会審査委員会が再予選時間を決定することがあります。
- 2グループに分かれている公式練習においては、グループごとに公式予選を行います。
グリッドは、各グループのベストタイム順に配列されます。
この場合、グループにより天候等によるコースコーディションの変化が生じた場合でも一切考慮されません。
- その他の方法で行う場合は公式通知にて発表されます。

第24条 スタートシグナル（ウェイティンググリッド）

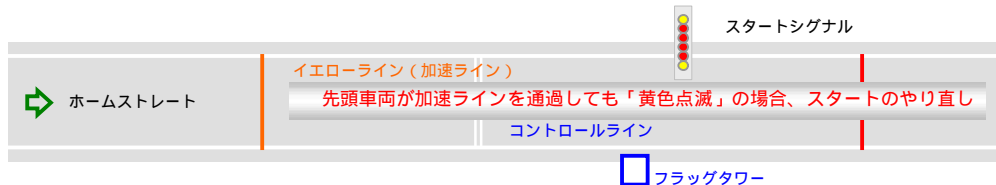
- 1 決勝ヒートのグリッドは、公式予選の着順による2列のグリッドとします。
- 2 公式予選が2グループに分けられた場合、決勝ヒートのグリッドは、公式予選タイム第1位（ポールポジション）を得た車両が属するグループを奇数グリッドとし、各列公式予選の着順とします。

第25条 スタート（信号機によるローリングスタート）

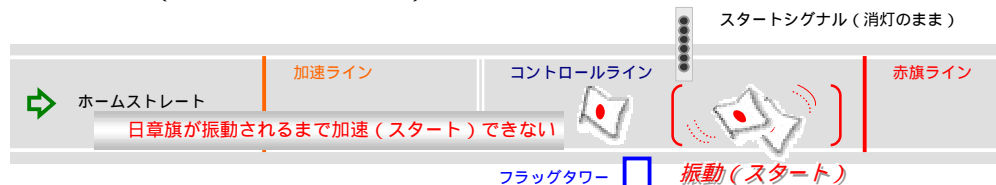
- 1 赤色4灯、黄色2灯のスタートシグナルを使用したローリングスタートとします。
 - 1) ローリングラップでは、ドライバーは自分のポジションを保ち減速してコントロールラインへ向かいます。
 - 2) 先頭車両が最終コーナーに接近すると、シグナルの両サイドから「黄色（2灯）」「赤色（2灯）」「赤色（2灯）」の順に点灯します。
 - 3) ローリングラップの隊列が整っているとスターターが判断した場合は、全シグナル（6灯）が消灯（ブラックアウト）されスタートとなります。
 - 4) ローリングラップの隊列が整っていないとスターター判断した場合、ローリングラップがもう1周行われることを意味するスタートシグナル両サイドの「黄色（2灯）」が点滅します。その際、「赤色（4灯）」は消灯されています。



- 2 スタートライン手前に引いてあるイエローライン（加速ライン）をグリッドの先頭車両が通過するまでは、全ての車両とも加速を禁止します。これに違反した場合はペナルティが課せられます。
- 3 全走行車両は、各自の車両がコントロールラインを通過するまで他車の追い越しを禁止します。なお、追い越しの判断は、トランスポンダーによる計測にて判断されるため、実際と異なる場合があるが、これに対する抗議は一切受け付けません。（再スタートの場合も同様です。）



- 4 再三不正スタートがあった場合、競技長はスタート進行を中断するか、もしくはそのヒートをスタートさせた後にその旨を大会審査委員会に報告します。同委員会は、不正スタートをしたドライバーに対しペナルティを課すことがあります。
- 5 ローリングラップ中、自分のグリッドを維持するのはドライバーの責任です。
 - ・ローリングラップ中に停止した場合、後続の全車両が通過するまでは再スタートを試みてはいけません。
 - ・再スタート後は、隊列の最後尾につき自分のグリッドに戻ってはいけません。
 - ・先頭が自分を追い越していくことを期待して隊列の前で待機をして自分のグリッドに戻る事も禁止されます。
 - ・停止することなく、何らかの理由により大幅に隊列から遅れたドライバーも同様に隊列の最後尾につき、自分のグリッドに戻ってはいけません。
 - ・自分のグリッドポジションに再度つくため、本イベントに使用されるコース以外を走行することは禁止されます。
- 6 スタートをその他の方法で行う場合は公式通知にて発表されます。
 - 例- 日章旗（再スタートの場合は緑旗）によるスタート



第26条 ピットイン回数・ドライバーの連続走行時間

- 1 耐久シリーズにおいて、ドライバー交代のピットイン回数が次の通り規定されます。
 - 1) 「K Tクラス」「P R Dクラス」は、ドライバー交代のピットインを7回以上義務付けます。「4 S Tクラス」ではピットインの回数規定はありません。（第4戦を除く。）
 - 2) 第3戦は、次の規定で実施されます。
 - ・ドライバー交代のピットインを6回以上義務付けます。
 - ・ドライバーの連続走行時間は、10 Lap以上1時間以内とします。
- 2 ドライバーの連続走行時間には、ドライバー交代時間、給油停止時間、および、フルコースコーション時間を含み、また赤旗中断時間は含まず、次の通り算出されます。
 - 1) スタートドライバーは、次に交代したドライバーがピットアウト計測ラインを通過するまでの時間。以下、次に交代したドライバーがピットアウト計測ラインを通過するまでの時間。
 - 2) 最終ドライバーは、ピットアウト計測ライン通過時間からコントロールラインを通過するまでの時間。
 - 3) 車両やドライバーに不具合があり連続走行時間が延びる場合は、ピットインスペクターの判断により考慮されます。

第27条 決勝ヒート中における燃料補給

- 1 耐久レースがウエストコースでの開催の場合、各自ピット前での給油が認められます。
なお、給油時間、給油量に制限はありません。
- 2 「JAF国内カート競技規則 カート競技会参加に関する規定 第3章 第19条」に従い、赤旗による走行中断時のグリッド上での燃料補給は全て禁止します。
- 3 第3戦における燃料補給については、別紙「2011 ENJOY SPORT KART Endurance Festival in TAKASU 特別規則書」に従います。

第28条 フルコースコーション・SC（セーフティーカー）導入

- 1 事故やトラブル等によりコースは閉鎖されてはいないものの走行の継続に支障がある状態の場合、または、天候、その他の理由から走行の継続に支障はあるが中断する必要がない場合、フラッグタワーと監視ポストにおいて「SC」ボードと黄旗が提示され、全てのコーションランプは「黄色点滅」となります。
- 2 上記の合図（告知）と同時にピットアウトシグナルは「赤色点灯」になり、走行中の先頭車両の前にセーフティーカーが導入されます。
なお、先頭車両のドライバーはセーフティーカーのコース進入を妨げてはいけません。
- 3 上記の合図と同時に全ての走行車両は最徐行とし、ピットイン、コース上でのセーフティーカーを含む他の車両の追い抜き追い越しが禁止となります。
なお、トラブル等で隊列につけない場合は、後続車両の片手を上げ合図を送り走行ラインを外して走行することで進路を譲ってください。
- 4 フルコースコーションの間、隊列が整った時点でピットインが可能となりますが、ピットアウトシグナルの「青色点灯」、もしくはオフィシャルの指示があるまで、全ての車両のピットアウトは認められません。
- 5 コース上の安全が確保されるまでセーフティーカー先導のまま周回を重ねます。その間、周回数はカウントされ（経過時間も継続される。）通常の給油作業やドライバー交代、点検作業等は認められます。
- 6 フルコースコーションの解除は次の通りとします。

次のコントロールライン通過でフルコースコーションの解除が決定されたら、ホームストレートのフラッグタワーで「1分前」のボードが表示され、セーフティーカーはその週の終了時点でピットロードに入ります。
セーフティーカーが隊列から離れた後、ホームストレートのフラッグタワーで「緑旗」が振動表示され、先頭車両がコントロールラインを通過した時点でフルコースコーションは解除（再スタート）されます。
フルコースコーションの解除「1分前」が表示された時点でピットにいる車両は、コース上の全車両の再スタートが完了するまではピットアウトすることは認められず、ピットアウトシグナルの「青色点灯」をもってコースイン（再スタート）となります。

- 7 フルコースコーションが解除される前に規定周回（時間）が経過する場合、コースを走行している先頭車両がコントロールラインを通過した時点でチェッカーフラッグが提示され走行終了となります。
この時、ピットにいる車両は、ファイナルラップの時にコースインが認められ、コースを走行している車両の最後尾に合流しチェッカーフラッグを受けることができます。

第29条 赤旗（走行の中断）

- 1 「JAF国内カート競技規則 カート競技会運営に関する規定 第9章 第35条」に従い、重大事故等、コース上が閉鎖され危険な状態である場合、または、天候、その他の理由により走行の継続が不可能となったため走行を中断する必要がある場合は、フラッグタワー、ならびに監視ポストにおいて赤旗が表示され、全てのシグナルは「赤色点滅」となります。
- 2 走行中断の合図と同時に、全ての走行車両は追い越し追い抜きが禁止となり、直ちに停車できるスピードで走行した後、オフィシャルの指示に従って指定された場所に停車してください。
- 3 走行中断の合図と同時に、全ての車両のピットインは認められません。
- 4 走行が中断された場合、以下の条件によって走行を再開することとします。

A) 先頭車両が2周目を終了していなかった場合

車両はホームストレート上にある「赤旗ライン」を先頭に停車しエンジンを停止します。
決勝ヒートの継続が可能な場合、最初のスタートは無効とみなされスタートのやり直しとなります。
この場合、規定周回数、もしくは規定時間を短縮する場合があります。

B) 先頭車両の周回が2周以上で規定周回（時間）の80%未満（端数切り上げ）の場合

車両はホームストレート上にある「赤旗ライン」を先頭に停車しエンジンを停止します。
この時、競技長の指示があるまでメカニックはコースグリッド上への介入、車両整備は認められません。
決勝ヒートの継続が可能な場合は、赤旗表示の周回は無効とみなされ、先頭車両が中断された周回の直前の周回終了時点の走行順位に車両は整列（再スタートグリッド）し直されます。
再スタートは、セーフティーカー先導で通常のスタート手順で再開します。
なお、耐久決勝ヒートの場合、規定された経過時間は継続されます。

C) 先頭車両の周回が規定周回（時間）の80%以上（端数切り上げ）を経過している場合

走行は終了となり、車両はピットに戻るものとします。
この時、赤旗表示の周回は無効とし、先頭車両が赤旗表示の周回（中断された周回）の前の周回（フィニッシュライン）を通過したときに終了したものとみなします。
なお、給油中、もしくはピットに停止中の車両は、インラップ前の周回で終了したものとみなします。

- 5 再スタート開始時間が、規定時間の80%以上（端数切り上げ）を経過した時間を越える場合、上記C）規定により走行終了となる場合もあります。
- 6 赤旗により走行が中断された時、ピットエリアで作業中の車両はグリッド上に戻れず、再スタートが実施される場合でもローリングラップには参加できません。
グリッドに戻れない車両の再スタートはピットスタートとなり、ピットアウトシグナルの「青色点灯」でコースイン（再スタート）となります。

第30条 走行終了

- 1 走行は、規定周回を最も早く満した車両（ドライバー）もしくは、規定時間が経過した時点で最も周回数の多い車両の先頭車両に対し、フィニッシュライン通過後にチェッカー旗が振られ終了となります。
- 2 先頭車両に振られたチェッカー旗はその後2分間提示され、その間に自力でフィニッシュラインを通過した車両はチェッカー旗を受けることができます。
- 3 フィニッシュラインを通過する際には、ドライバーと車両は一体となっていなければなりません。
「自力」とは、車両自身もつ動力によりコース上を正しい方向に進行できる状態をいい、ドライバーの筋力により車両を押ししたり、自然現象を利用したりしてチェッカー旗を受けることは認められません。
- 4 規定の周回または時間が終了する以前に、誤ってチェッカー旗が表示された場合は、その時点をもって走行終了とします。
また、遅れてチェッカー旗が表示された場合は、フラッグとは無関係に、規定周回、または規定時間で走行終了したものととして順位が決定されます。

第31条 順位の決定・完走

- 1 決勝ヒートの順位は次の順序により周回数の多い順に決定されます。
なお、チェッカー旗を受けることが出来なかったチーム（ドライバー）が、規定周回（規定時間）の50%以上（端数切り上げ）を完了している場合は完走者と認めます。
 - 1）チェッカー旗を受けた完走者
 - 2）チェッカー旗を受けない完走者
 - 3）チェッカー旗に関わらず未完走者（規定周回、時間時間の50%以上を走行していない。）
- 2 同一周回数の場合その周回を先に完了（フィニッシュラインを通過）したチーム（ドライバー）を優先します。

第32条 車両保管・再車検

- 1 決勝ヒート終了後、技術委員長が決定した車両に対し車両保管ならびに再車検を行います。
- 2 車両保管エリアへはドライバー、ならびにメカニックがオフィシャルの指示により入場することができます。
ただし、配布されたクレデンシャルを着用し、入場の際必ず提示をしてください。
いかなる場合でもクレデンシャルの提示が無い場合は入場を一切認められません。
- 3 車両保管の時間は決勝ヒート終了後15分以上となる場合があります。
車両保管中は技術委員の指示があるまで保管車両に一切触れてはいけません。
- 4 車両保管（再車検）終了後、エントラントは車両を速やかに引き上げなければなりません。
- 5 技術委員長は走行した全ての車両に対し検査を行う権限を持ちます。
技術委員長より検査の指示があった場合、参加者、もしくはその代理人が責任をもって車両の分解、及び組立てを行わなければなりません。
ただし、関係役員、エントラント、およびドライバー以外は検査に立ち会うことはできません。
- 6 上記条項の違反者に対しては大会審査委員会の決定するペナルティが課せられます。
- 7 本条項の検査に応じない場合は失格とします。





第5章 ピットに関する事項

第33条 ピットクルー・ピット・パドック

- 1 ピットインした場合、その理由の如何に問わず、必ずエンジンを停止しなくてはなりません。
- 2 イベントに関する全ての参加者は、場内では主催者が発行するクレデンシャルを着用しなければなりません。
- 3 ピット・パドック内、およびピットエリアで作業できるのは、出場しているドライバーと登録されたメカニックのみとします。
- 4 ピットエリアにおいてエンジンをかけたままでの作業を禁止します。
エンジンを掛けたまま作業を行う場合は、ピットガレージ内とします。
また、タイヤ交換、エンジン交換も、ピットガレージ内で行わなければなりません。
- 5 セル始動方式車両のパドックエリア、ウェイティンググリッド、およびピットレーンでのエンジン始動・作動は、車両が走行に不備の無い状態、かつ、リアタイヤが地面に接地した状態(リアタイヤが地面に常に接触した状態)でのみ認められます。
- 6 ピットレーンやグリッド上での作業は一切禁止されます。
- 7 ピットクルーの行為については、「JAF国内カート競技規則競技会参加に関する規定 第3章 第18条」に基づくが、イベント開催期間中における場合、チーム代表者に直接統轄の責任があるものとします。
ピットクルーによる規則の違反で当該代表者に対し黒旗を提示する場合があります。これは、登録されていないチーム関係者も同様とします。
- 8 ピット・パドック、およびピット前において火気、および発火物の使用ならびに喫煙、飲酒は厳格に禁止します。
- 9 ピットロード、ならびにピットレーンは必ず徐行しなければならず、かつ逆走は禁止します。
- 10 上記に違反した場合は、当該チームにペナルティを課します。

第6章 ペナルティに関する事項

第34条 ペナルティ

- 1 ペナルティの適用については「2011日本カート選手権統一規則」と、本イベントの趣旨に基づくものとします。
 - 1) イエローカード  : 警告(安全にイベントを進行させ、完走することを目的とした制度)
 - ・プッシング ・無理な割り込み ・ブロッキング
 - ・ピットロード・ピットレーンでの速度規定違反
 - ・ピットエリア・レーン等で行われた急制動時のホイールスピン
 - ・危険回避義務違反(コースアウト・スピン後の無理な復帰など)
 - ・ピット・パドック以外での作業
 - ・ホワイトラインカット
 - ・指定場所以外での喫煙
 - ・上記以外でオフィシャルが判断した場合
 - 2) イエローカード  : タイムペナルティ(ピットスルーペナルティ、もしくは走行結果に30秒加算)
 - ・2回目のイエローカード
 - ・コース外走行
 - ・スポーツマンシップに反した行為
 - ・上記以外でオフィシャルが判断した場合
 - 3) オレンジカード  : ラップペナルティ(走行結果から1周減算)
 - ・3回目以降のイエローカード(3回以降、1回の警告につき)
 - ・フラッグの無視
 - ・危険な行為
 - ・オフィシャルの指示を無視する行為
 - ・上記以外でオフィシャルが判断した場合
 - 4) レッドカード  : 失格
 - ・故意に行う危険行為
 - ・故意にオフィシャルの指示を無視する行為
 - ・その他 悪質な行為
 - 6) その他
 - ・ピットイン回数の不足(不足回数1回につき走行結果から3周減算)
 - ・上記の他、「2011 ENJOY SPORT KART 共通規則書」に準じたペナルティが適用されます。
- 2 ペナルティは、チーム代表者が呼ばれカードで提示されます。
走行中の反則については、ドライバーを停止させる事無く黒旗の提示でペナルティを課す場合があります。
- 3 大会期間中の違反に対するペナルティは、大会審査委員会によって決定されます。
- 4 大会審査委員会は状況に応じてペナルティを軽減したり強化したりすることができます。

第7章 抗議に関する事項

第35条 抗議

本イベントにおける一切の抗議を受け付けません。

第8章 成績および賞典に関する事項

第36条 賞典

- 1 決勝ヒートの順位により決定され、賞典は完走したチーム（ドライバー）に対して行われます。
- 2 内容は次のように定めます。
 - 1位：入賞パネル
 - 2位：入賞パネル
 - 3位：入賞パネル
- 3 賞典は総出走台数によって、次のように制限されます。

| | | |
|------|-------|--------|
| ~ | 4台まで | : 1位のみ |
| 5 ~ | 9台まで | : 2位まで |
| 10 ~ | 24台まで | : 3位まで |
| | 25台以上 | : 6位まで |

3位までのクラス表彰は、6台以上出走のクラスで行われます。

第37条 シリーズ賞典

- 1 決勝の各クラス順位に応じ、下記シリーズポイントがチーム（ドライバー）に与えられます。

| | 20台以上 | 10 ~ 19台 | 5 ~ 9台 |
|-----|-------|----------|--------|
| 1位 | 20 | 14 | 8 |
| 2位 | 17 | 11 | 6 |
| 3位 | 14 | 9 | 4 |
| 4位 | 12 | 7 | 2 |
| 5位 | 10 | 5 | 1 |
| 6位 | 8 | 3 | - |
| 7位 | 6 | 1 | - |
| 8位 | 4 | - | - |
| 9位 | 2 | - | - |
| 10位 | 1 | - | - |
- 2 エクストラポイントについては下記の通りとします。
 - ・決勝ヒートでのポールポジション（公式予選 第1位）にプラス1ポイント
 - ・完走チーム（ドライバー）に1ポイント
- 3 シリーズの順位は全ラウンドの合計ポイントにおいて決定します。
- 4 同ポイントの場合はシリーズポイントの上位獲得回数の多い者を優先します。
- 5 ポイントの上位獲得回数も同じ場合は、最終戦の順位により決定します。
- 6 上記でシリーズ順位を決定できない場合は、主催者が決定します。
- 7 内容は次のように定めます。
 - 1位：入賞パネル・副賞（練習会走行回数券等）
 - 2位：入賞パネル・副賞（練習会走行走行券等）
 - 3位：入賞パネル・副賞（練習会無料走行券等）上記は予定です。予告なく変更される場合があります。

第9章 広告に関する事項

第38条 広告

- 1 ナンバープレートに広告を表示することは認められません。
- 2 広告については車両検査までに取り付けるものとします。
- 3 主催者は次のものに対し抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することはできません。
 - 1) 公序良俗に反するもの。
 - 2) 政治、宗教に関連したもの。
 - 3) 本イベントと関係するスポンサーと競合するもの。

第10章 その他の一般事項

第39条 損害の補償

- 1 参加者は、参加車両、およびその付属品ならびにコースの施設、機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとします。
- 2 エントラント、ドライバー、ピットクルーは、コース所有者、主催者、および関係役員が一切の損害の補償責任を免除されていることを了解しなければなりません。

第40条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとします。

- 1) 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、メカニックを選択あるいは拒否することができます。
- 2) イベントスポンサーの広告を参加車両に貼付させることができます。
- 3) 止むを得ざる理由により公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録、または変更について、許可することができます。
- 4) 参加者、ドライバー、ピット要員の肖像権、およびその参加車両の音声、写真、映像等、報道、放送、出版、および電子メディアに関する一切の権限を有し、この権限を第三者が使用する事を許可することができます。
- 5) 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができます。

第41条 コースへの立ち入り

- 1 主催者、および競技役員、競技役員から指定された者のみがコースに立ち入る権利を有します。
- 2 プレスは、オーガナイザーに対し特に申請し許可を得た場合以外はコースに立ち入ることはできず、さらに競技役員によって与えられた指示に従わなければなりません。

第42条 大会の延期・中止

主催者は、イベントの一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができます。イベントの全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、参加料は全額返還されます。ただし、TLC共済掛金は返還されません。なお、エントラントおよびドライバーはこれによって生じる損失について主催者に抗議する権利を保有しません。さらに、主催者は、イベントの内容を変更する権限も併せて保有するものとします。また、これに対する抗議は一切認められません。

第43条 公式通知

本規則に記載されていない運営上の細則や参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要事項は、「公式通知」によって示されます。

「公式通知」は、

- ・エントラントもしくはドライバーの住所に郵送される。
- ・パドックの掲示板に掲出される。
- ・ドライバーズブリーフィングで指示される。
- ・緊急の場合は場内放送で伝達される。

以上の方法によって参加者に通告されます。

走行車両規則

第1章 共通規定

第44条 シャシー・エンジン・タイヤの登録

使用するシャシー、エンジン、及びタイヤは車両申告書に登録済みのものとし、次の個数を登録することができます。
なお、液体・気体等によるエンジン、タイヤの冷却は禁止します。

・シャシー：1セット ・エンジン：2セット ・タイヤ：1セット（レインタイヤ：1セット）

第45条 タイヤ

- 「KTクラス」「PRDクラス」の使用タイヤは、SLドライタイヤ（SL6を除く。）とします。
また、「4STクラス」の使用タイヤは、4輪ともレンタルタイヤ1セットとします。
ただし、競技長が認めた場合のみ全員がもう1セット使用できるものとします。
・（株）ブリヂストン（HF） ・住友ゴム工業（株）（DFK2） ・横浜ゴム（株）（ED）
- レインタイヤは4輪とも同一銘柄とし、1セットとします。
・（株）ブリヂストン（SL94） ・住友ゴム工業（株）（SL94） ・横浜ゴム（株）（SL03）
なお、「4STクラス」はハイグリップレインタイヤを推奨します。
- 不慮のトラブルの場合、技術委員長の承認のもとに1本のみ交換が認められます。
- 使用するタイヤには各自において、ゼッケン番号をタイヤ両側に記入してください。

第46条 フレーム（ボディワーク・カウル）

- 車両は、バンパーおよび車輪によって囲まれた四辺形の外にいかなる部品も突出してはいけません。
なお、車両各部の寸法は、次に規定する範囲内とします。
 - 車両全長：2,200 mm以下
 - 車両最大幅：1,500 mm以下
 - ホイールベース：1,000 mm以上、1,500 mm以下
 - リアタイヤ トレッド幅：1,400 mm以内
- フレームは、2000年以降にJAFまたはCIKの登録、および公認を受けたものとします。
また、フレームの改造は、シートステーを除き一切改造は禁止とします。
- 「JAF国内カート競技車両規則 第2章 第11条」に従い、サイドボックス、フロントフェアリング、およびフロントパネルを取り付けてください。
 - サイドボックスは、シャシーに最少2ヶ所で強固に固定してください。
 - 全てのクラスにおいてCIK/FIA公認フロントフェアリングの取り付け方を義務付けます。
- 全てのクラスにおいてCIK/FIA公認のリアプロテクションを装着することができます。
装着する場合は「JAF国内カート競技車両規則 第2章 第7条」に従った取り付けを行ってください。
なお、いかなる状況下においても、リアプロテクションはリアホイール水平面からはみ出してはいけません。
- フルカウル、アンダーカウル、ウィングは禁止とします。

第47条 インレットサイレンサー（吸気消音器）

- 「JAF国内カート競技車両規則 第2章 第8条21（吸気消音器）」に従ったCIK/FIA公認（登録）のインレットサイレンサーの装着を義務付けます。
- インレットサイレンサー本体（取り付け部品を除く。）の改造は禁止とします。
- インレットサイレンサー吸入口の直径は、2003年までのモデルのチューブ内径は22mm以下、2004年以降のモデルのチューブ内径は23mm以下とします。
また、付属のフィルターを内蔵することを義務付けます。

第48条 燃料タンク

燃料タンクはカート用市販ポリ製純正タンク、もしくは純正の同容量内での汎用品以外認められません。
なお、安全のため改造は禁止とし、電子式ポンプは使用できません。

第49条 チェーンガード

- 「JAF国内カート競技車両規則 第2章 第8条 17」に従ったチェーンガードを取り付けてください。
また、エンジンの内側にドライブがある場合についても取り付けることとします。
- 予備のチェーンを取り付けて走行することは禁止とします。

第50条 排気装置（マフラー）

大きな音とオフィシャルが判断した場合、そのマフラーは使用できません。

第51条 最低重量

- 1 ドライバー全員の平均体重に車両重量を加えた重量を、クラス毎に下記のように規定します。
なお、女性は重量確認計量を免除し、一律70kgとして算定します。（ただし、1チーム2名まで。）
KTクラス : 最低重量を140kg
PRDクラス : 最低重量は145kg
4STクラス : 最低重量は155kg（ただし、第4戦のみ適用され、それ以外は規定無しとします。）
- 2 最低重量を満たすためにバラストを積む必要がある場合、全て固形材料を用いて車体にボルト・ナットで堅固に取り付けてください。
また、いかなる場合も競技中に取り外してはいけません。

第52条 規定外の車両

「走行車両規則 第1章 共通規定」ならびに、「第2章 クラス別車両規則」に外れる規定外の車両のエントリーが認められる場合もあります。
なお、この場合「第8章 成績および章典に関する事項」にある章典（表彰）、シリーズ章典の対象外となります。

第2章 クラス別車両規則

第53条 KTクラス

- 1 エンジン : エンジンは、日本国内仕様のヤマハKT100SD、もしくはKT100SC、またはKT100SECとし改造は一切禁止され市販状態とします。
使用できるエンジン型式
7ET/7GL/7MA/7YA/7YB/7YD/7YE/7YF/7YT/7YU
クランクケースを部品使用する場合のエンジン形式
7ET/7GL/7MA/7YA/7YB/7YD/7YE/7YG/7YT/7YU
シリンダーヘッドは「YAMAHA」の浮文字があり、改造防止のプライス加工を追加したものに限りませす。また、シリンダーボディは「7ET」の浮文字がなければなりません。
- 2 キャブレター : WB3A、WB21、またはWB33とし無改造とします。
ジョイントキャブレター、マニホールド、ジョイントエアクリナーは下記部品番号のもので無改造とします。
 - ・ ジョイントキャブレター : 787-13586-00
 - ・ マニホールド : 7YA-13586-00
 - ・ ジョイントエアクリナー : 7YF-14453-03
- 3 フロントブレーキは禁止とします。

第54条 PRDクラス

- 1 エンジン : 1) 日本仕様とし改造は一切禁止され、市販状態とします。（クラッチ付加とします。）
ただし、クラッチは純正クラッチとし、改造は一切認められません。
また、クラッチ付エンジンを使用する場合、クランクシャフトサポート、およびクラッチカバーの装着が義務づけられ純正部品を使用する事とします。
使用できるエンジン型式
PRD-RK100/100C/100CP/100EH/100EP
クランクシャフトサポートの場合はクラッチカバーの装着を義務付けます。
2) 燃焼室の改造は一切認められません。
スキッシュエリアは左右あわせて2.0mm以上を確保することとします。
上記寸法にするために、純正ガスケットでの調整を認めます。
スキッシュエリア計測方法
 - ・ 1.6mmの鉛線(ハンダ)をプラグ穴から挿入する。
 - ・ マグネット側とドライブsprocket側片方ずつ鉛線がヘッドのスキッシュ部に当たっている事を確認後クランクを1回転させ鉛線を取り外し1番多くつぶれた部分を計測する。
 - ・ マグネット側とドライブsprocket側の数値を足した数値が規定数値以上であること。
3) シリンダーの改造は一切認められません。
RK-100/RK100C/100CPのシリンダーと、RK-100EH/EPシリンダーとの相互使用は認められません。
排気開閉角度は許容公差を含み176°以下とし、純正ガスケットによる調整を認めます。
カーボン除去やキズ修正は研磨や加工とみなされない限りの範囲で認められます。

- 2 キャブレター：PRD純正ワルボロとし、無改造とします。
 RK100/RK100C/100CP ... WB3A、WB44 (WB××44記号の物はWB44として認める。)
 RK100EH/EP ... WB42
 WB3A/WB44とWB42 (チョーク付) の相互使用は認められません。
 インレットテンションスプリングはワルボロ純正品であれば自由とします。
 純正ローニードルを使用した調整の為にレバー取付を可能としPRDワルボロローニードル
 T-LONG への変更を可能とします。
 ダイアフラムは、販売時に装着されている部品と同部品以外の使用は禁止されます。
 (テフロン製ダイアフラム使用禁止)
- 3 マフラー：PRD純正RK-100用とし、マフラー、およびエキゾーストパイプを含み無改造とします。
- 4 下記の部品は、純正部品以外の使用が認められません。
- ・ピストンサークリップ
 - ・スモールエンドベアリング
 - ・ビッグエンドベアリング
 - ・ケースベアリング
 - ・プラグ
 - ・プラグキャップ
 - ・キャブレターフランジガスケット
 - ・オイルシール
 - ・マフラーフレキシブルホース
 - ・ドライブsprocket
 - ・吸気消音器取付フランジ
- 5 イグニッションコイルは純正イグニッションコイルで無改造とします。
 純正以外のアース取り付けは認められません。
- 6 フロントブレーキは禁止します。

第55条 4ST (スポーツカート) クラス

- 1 エンジン共通：1) エンジンは汎用4ストロークエンジンに限定、基本構造の変更は認められません。
 使用できるエンジン形式
- ・HONDA製 : GX200/GX270
 - ・SUBARU製 : EX21/KX21/EX27
 - ・YAMAHA製 : MZ200/MZ200
 - ・BRIGGS & STRATTON製 : WORLD FOMULA
- 2) オイルキャッチタンクの装置とオールドレンワイヤーロックの装備を推奨します。
 3) 点火装置の変更は、性能変化が無いプラグキャップ・コード類を除き認められません。
- 2 フレーム共通：1) リアタイヤの50%を覆うリアバンパーを必備とします。
 2) フロントブレーキ付は認められます。
- 3 [4ST-1クラス] : Enjoy A クラス
 対象エンジン
 GX200/EX21/KX21/MZ200
- 1) エンジン出荷状態で、エンジン型式内での純正パーツ交換が認められます。
 2) キャブレターの変更は禁止とします。
 3) 性能変化のある部品の取り付けは認められません。
 4) 純正以外のパーツは性能変化が無くエンジン破損を保護する部品を製造者が申請し、
 大会事務局が公認したもののみ可能とします。
- 4 [4ST-2クラス] : Enjoy B クラス
 対象エンジン
 GX200/EX21/KX21/GX270/EX27/MZ200
- 1) エンジン出荷状態で、エンジン型式内での純正パーツ交換が認められる。
 2) 追加・変更できる部品。
- ・EXマニホールド/マフラー
 - ・インテークマニホールド/キャブレター (最大直径30 以内)
 - ・エアクリーナー
 - ・ガバナ装置/回転リミッター
 - ・クラッチ
- 3) 禁止事項
- ・点火装置の変更
 - ・点火時期の変更
 - ・ファン・フライホイール・サイドエンジンカバーの変更
 - ・その他、性能に変化をあたえる部品の加工・追加・変更
- 5 [4ST-3クラス] : Tuning C クラス
 対象エンジン
 GX200/EX21/KX21/GX270/EX27/MZ200/ WORLD FOMULA
- 1) 上記「4ST-2クラス 3) 追加・変更できる部品」に加えエンジンパーツの追加・
 変更が認められます。
 2) 禁止事項
- ・過給器等の補助部品
 - ・バルブ数変更 (ツインカム禁止)
 - ・ボアストロークの変更
 - ・オイルクーラーの取り付け
 - ・各追加パーツは、強固に取り付け、エンジンシルエットから突起しないこと。